

◆両立支援等助成金の概要

コース	主な受給要件	支給額
(子育てパパ支援助成金) ★出生時両立支援コース★	【第1種】(中小企業のみ) ・育児・介護休業法に規定する雇用環境整備の措置を複数実施すること ・男性労働者が、子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上の育児休業を取得すること ・育児休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用(派遣を含む)した場合、加算して支給(代替要員加算) 【第2種】(中小企業のみ) 第1種助成金を受給した事業主が、男性労働者の育児休業取得率を3年以内に30%以上上昇させた場合	〈第1種〉 20万円(1事業主1回限り) 代替要員加算:20万円(代替要員が3人以上の場合45万円) 〈第2種〉 育児休業取得率が30%以上上昇したのが、第1種の支給を受けてから ・1年以内:60万円〈75万円〉 ・2年以内:40万円〈65万円〉 ・3年以内:20万円〈35万円〉 〈 〉内は、生産性要件を満たした場合の支給額
介護離職防止支援コース★	①介護休業:要介護状態にある家族の介護に直面する労働者について「介護プラン」を作成し、同プランに基づき、同一の対象家族について合計5日以上の介護休業を取得させ、対象労働者が介護休業終了後に職場復帰した場合 ②介護両立支援制度:介護のための柔軟な就労形態の制度(介護のための在宅勤務、法を上回る介護休暇、介護フレックスタイム制、介護サービス費用補助等)を導入し、合計20日以上利用した場合 ③新型コロナウイルス感染症対応特例:新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために特別休暇を取得した場合 ①②③とも中小企業のみ	①休業取得時 28.5万円〈36万円〉 職場復帰時 28.5万円〈36万円〉 ②28.5万円〈36万円〉 ①②それぞれにつき、1企業あたり1年度5人まで 〈 〉内は、生産性要件を満たした場合の支給額 ③労働者1人当たり 5日以上10日未満 20万円 10日以上 35万円 上記2つを合わせて、1企業あたり1年度5人まで

コース	主な受給要件	支給額
育児休業等支援コース★	育児休業の円滑な取得、職場復帰のために以下の取組を行った事業主（①～④は中小企業事業主） ①育休取得時 ②職場復帰時 ①②とも、「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業（3か月以上）の取得・復帰に取り組んだ場合 ③業務代替支援：3か月以上の育児休業終了後、育児休業取得者が原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣を含む）または代替する労働者への手当支給等を行い、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合 ④職場復帰後支援：法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者が職場復帰後、6か月以内に一定以上利用させた場合 ⑤新型コロナウイルス感染症対応特例：小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た場合	①育休取得時 28.5万円〈36万円〉 ②職場復帰時 28.5万円〈36万円〉 ①②各2回まで（無期雇用者・有期雇用者各1回） ③新規雇用：47.5万円〈60万円〉 手当支給等：10万円〈12万円〉 ・上記2つとも、育休取得者が有期雇用労働者の場合、9.5万円〈12万円〉を加算して支給（有期雇用労働者加算） ・1企業あたり、上記2つあわせて1年度10人まで支給（最初の支給から5年間に限る） ④制度導入時：28.5万円〈36万円〉（子の看護休暇制度、保育サービス費用補助制度のいずれかにつき1事業主1回限り） 制度利用時：子の看護休暇1時間当たり1,000円〈1,200円〉（上限200時間〈240時間〉）／保育サービス費用補助制度の利用時は事業主負担額の2/3（1年度20万円〈24万円〉まで） 〈 〉内は、生産性要件を満たした場合の支給額 ⑤対象労働者1人当たり5万円、1事業主当たり対象労働者延べ10人まで（1の年度につき、同一の対象労働者について1回限り）、上限50万円
事業所内保育施設コース※	事業所内保育施設を設置・増築・運営すること	事業所内保育施設を設置・増築・運営すること ①設置費用の2/3（中小企業以外1/3） 上限2,300万円（中小企業以外1,500万円） ②運営費用（1～5年目） 年間の1日平均保育乳幼児1人当たり年額45万円（中小企業以外34万円） 上限1,800万円（中小企業以外1,360万円） ③増築または建替え費用の1/2（中小企業以外1/3） 増築時上限1,150万円（中小企業以外750万円） 建替え時上限2,300万円（中小企業以外1,500万円）

コース	主な受給要件	支給額
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の 6割 以上が支払われるものに限る）を取得させた事業主	対象労働者 1 人につき、取得した有給休暇の延べ日数が合計 20 日以上の場合に 28.5 万円を支給（1 事業所当たり 5 人まで） 対象期間：2023 年 3 月 31 日まで
不妊治療両立支援コース★	不妊治療と仕事の両立に資する職場環境の整備に取り組むとともに、不妊治療両立支援プランの策定及び同プランに基づく措置を実施し、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を利用させた中小企業事業主	①環境整備・休暇の取得等：28.5 万円（36 万円）（1 回限り） ②長期休暇の加算：28.5 万円（36 万円）（連続 20 日以上休暇を取得させ、原職復帰後 3 か月以上継続勤務させた場合・1 事業主当たり 1 年度 5 人まで） ①の対象労働者が②の支給要件を満たす場合は、②の対象労働者ともすることができる。 〈 〉 内は、生産性要件を満たした場合の支給額
新型コロナウイルス感染症 小学校休業等対応コース	2022（令和 4）年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金 全額 支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主 ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など（保育所等を含む）に通う子ども ・新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども	対象労働者 1 人につき「対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇の日数」で算出した合計額 日額上限額 1～2 月：11,000 円 3～6 月：9,000 円

★ 生産性要件による支給額の割増があるコース

※ 2016 年度以降は新規受付を停止し、内閣府が所管する企業主導型保育事業による助成に移行。